

岐阜県 中小企業情報

2011
8・9

vol.614

■発行：2011年9月25日



「就職マッチングフェア」

目次

特集 1 全国大会に係る要望事項(東海・北陸ブロック案)・・・	2～6
特集 2 『中小企業白書2011年版』の概要・・・	7～8
中央会の動き・・・	9
組合等の動き/青年中央会通信・・・	10
会員組合紹介・・・	11
8月の景況レポート・・・	12～13
専門家's EYE・・・	14
事務局だより・・・	15

〔発行所〕

岐阜県中小企業団体中央会

岐阜市藪田南5丁目14番53号 ふれあい福寿会館(ふれあい会館)8階
TEL 058-277-1100(代) FAX 058-273-3930
URL <http://www.chuokai-gifu.or.jp>

第63回中小企業団体全国大会に係る 要望事項(東海・北陸ブロック案)まとまる

東海・北陸ブロック中央会では、各県の中央会より提出された国等に対する要望事項について、「東海・北陸ブロック事務局代表者会議」において東海・北陸ブロック案としてとりまとめられましたので、ご報告します。

なお、全国中央会では、各ブロックから出された要望事項をとりまとめ、11月17日に「名古屋国際会議場 センチュリーホール」(愛知県)で開催する『第63回中小企業団体全国大会』の中で決議する予定です。

【総合・組織】

1. 震災

1. 「東日本大震災」からの復旧・復興は、政財界及び国民が丸となって取り組まなければならない喫緊の課題であり、我が国経済の再生に向けて、次の対策を講じること。

- (1) 原発事故による風評被害については、長期化するほど拡大する恐れがある。原発事故の早期収束に向けて、あらゆる手段を講じるとともに、国内外に向けて正確な情報発信に最善を尽くすこと。
 - (2) 電力不足問題は、企業の経済活動のみならず国民生活にも甚大な影響を及ぼすことから、あらゆる手段を講じて、電力供給力の拡大を図り、早期復旧に向けて全力で取り組むこと。
2. 原発の稼働停止の長期化が懸念される中、恒常的な電力不足と発電コストの高い火力発電へのシフトにより電力料金の値上げが避けられない状況となり、中小企業経営に大きな影響を与えている。
- 国は、中小企業の省エネ・節電などの取り組みに対して、省エネ診断などのソフト面、省エネ機器・再生可能エネルギー設備の導入などハード面の両面から積極的に支援を行うとともに、中小企業の省エネ・節電の取り組みを推進し、中小企業経営の安定を図ること。
3. 東日本大震災が発生し、国全体がイベント等の中止や個人消費の減少など、過度な自粛ムードが広がり日本経済の縮小が懸念されるので、国・県・市及び町は積極的に消費を喚起する活動を促進すること。
4. 今回の東日本大震災の影響により、外国から日本を見る目が大きく変わり、外国人旅行者の激減に繋がっている。旅行者の中には、家電を含めた生活用品を購入していた方も多かったため、その影響は観光産業のみならず、製造業から小売業にも及んでいるため、外国人旅行者誘客のための施策を講じること。
5. 国・県・市及び町は、災害時における被災地での解体工事や瓦礫撤去等の復旧作業については、安全で迅速な活動を行う専門工事業者を選定すること。

2. 景気対策

1. 地域経済の回復をけん引し、我が国の雇用を支える中小企業の活性化を図るため、健全な経済運営に努めるとともに、地域経済の安定成長に向けて中小企業の成長を後押しする適時・適切な景気対策を実施することが必要であり、法令改正にあたっては、中小企業並びに中小企業組合に対して特段の配慮をすること。
2. 東日本大震災からの早期復興を実現するには、安定した内需と多様な外需を創造し、産業競争力の強化、持続的な地域経済の回復と中小企業の活性化が不可欠であるため、スピード感をもって、具体的かつ効果的な経済対策を講じること。
3. 中小企業振興対策や優遇税制の拡充などをタイムリーに執行すること。
4. 経営基盤が弱い小零細企業は、経済不況の影響を受けて、事業の存続が困難となってきたことから、小零細企業の組織化支援事業を強化するための措置を講じること。

3. 中小企業対策・中小企業連携組織対策

1. 地域経済を支える中小企業が創業・経営革新・新連携などに果敢に取り組む、活性化するためには、中小企業施策の更

なる拡充と強化が必要である。

また、中小企業連携組織対策は、中小企業対策の重要な柱としての位置づけを強化するとともに、同対策の実施を担う、中小企業団体中央会の指導体制を強化し、次の対策を講ずること。

(1) 地域中小企業支援対策の拡充

- ① 中小企業支援施策は、実体に即した施策・支援とすること。
- ② 地域経済活性化のため、地域資源の活用、地場産業の復興を目的とした、金融・税制・人材育成等の総合的な地域中小企業対策を拡充・強化すること。
- ③ 中小企業の海外市場進出への円滑化を図るため、海外展開に必要なとされる情報、ノウハウ、人材育成を支援するサポート体制を構築すること。

(2) 中小企業連携組織対策の充実・強化

- ① 中小企業連携組織を育成・支援するため、中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充すること。また、中央会がコーディネート機能を強化するためなどに中央会指導員の資質向上を強力に支援すること。
- ② 中小企業組合が組織、業界として取り組む、新分野・新ビジネスの創出、人材育成、新技術・新製品開発、省エネ・環境問題等への支援策の整備を進めるとともに、今後の社会経済情勢の変化に適切に対応するため、今後の中小企業組合制度の在り方について検討をすること。

2. 生産拠点の海外移転による国内製造業の空洞化は、地域産業の崩壊や雇用機会の喪失などに大きな影響を与えている。特に中小製造業にとっては既存事業の縮小により技術・技能の低下が進展しているため、事業転換、新分野進出、新商品開発などの対策を講じること。
3. 国内で生産された製商品や技術等が海外で展開されるよう国は貿易相手諸国とFTA(自由貿易協定)もしくはEPA(経済連携協定)の締結を促進し、またTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)への参加の議論を進めて、ものづくり中小企業の製品開発等の強化、生産性向上に向けた取り組みを積極的に展開すること。
4. 国内市場の縮小により中小企業が今後とも発展を遂げるには、成長著しいアジア諸国をはじめとする新興市場を取り込んでいくことが必要である。中小企業が海外展開するうえでのネックとなっている販路開拓やニーズの把握、人材の育成など国際展開に対する支援を強化すること。
5. 中小企業が厳しい経済状況を乗り越え、勝ち残るためには、共同して事業に取り組むことが重要であるとともに、変動する経済状況に柔軟に対応するため、絶えず将来ビジョンの構築や組合員企業の経営力向上を図ることが肝要である。
中小企業活路開拓事業は、組合等が取り組む中小企業振興のための事業であり、共同事業を更に強力に推進する牽引力となる事業であることから引き続き継続すること。

4. 官公需対策

国及び地方公共団体は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)並びに「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。また、より一層の官公需施策の充実・強化を図るとともに、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図り、次の対策を講ずること。

- (1) 地元中小企業並びに官公需適格組合を優先活用し、発注額や発注件数を大幅に増やすこと。

- (2) 公共事業の発注に当たっては、分離・分割発注を一層促進するとともに、ダンピング受注を防止し、適正価格による契約を推進するため、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入を行い、厳格な運用を図ること。更に、受注業務完了後は、受注者の資金繰りに影響しないよう可能な限り、迅速な決済事務を図ること。
- (3) 建設工事における、下請代金の支払いについては建設業法を遵守するよう、国・県等は元請負人を指導すること。
- (4) 公共調達制度全体の見直し、改善を行い、価格だけでなく、雇用の維持・創出、地域産業の育成など、地域経済の発展等を十分視野に入れた地域密着型の公共調達制度とするとともに、事業協同組合等の受注機会の増大並びに少額随意契約の適用限度額を大幅に引上げ、中小企業者の受注機会のより一層の増大を図ること。
- (5) 公共事業における資材及び労務費等積算基準の見直しを図ること。
- (6) 電子入札等の推進にあたっては、中小企業者の受注機会を損なうこととならないよう説明等の徹底を図ること。

5. 下請取引の監視強化と原材料価格上昇等に対する取り組みの強化

1. 公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って、下請取引の実態の調査・監視を強化するとともに、改正独占禁止法により適用範囲が拡大された課徴金制度を厳正に運用し不当廉売、優越的地位の濫用などの違反行為に適切に対処すること。
2. 原材料・原油等の価格の上昇の動きは、調達コストと物流コストの変動等に伴い、安定的な経営に多様な影響を及ぼしている。したがって、原材料・原油等の安定的な供給のための施策と金融支援等の更なる拡充など総合的な支援策を講じること。

6. 情報化支援の充実強化（IT化）

情報技術の利活用が進む大企業と中小企業の格差拡大を防ぐため、中小企業のIT化のためのハード面（情報機器導入資金補助等）・ソフト面（情報担当者育成、システム開発支援等）の支援体制の基盤整備を拡充・強化するとともに、個人情報保護法への対応、情報セキュリティ対策に対する一層の支援拡充を図るため、次の対策を講ずること。

- (1) 中小企業における情報システム担当者の育成支援、中央会が実施する情報化相談等の支援事業を拡充するとともに、組合等が行う情報ネットワークシステム及び組合員向け業務用アプリケーションの企画・開発、構築したシステムの啓蒙・普及についての支援を拡充すること。
- (2) 個人情報保護への対応や情報セキュリティ対策の導入などに伴う人的・物的及び技術的な安全管理措置への対応に際しては、業種・業態に応じた講習会の実施など、組合等を中心とした中小企業への支援を拡充すること。
- (3) 業務の効率化、IT運用コスト負担の軽減やセキュリティ対策などの面で期待が高まるクラウドコンピューティングの導入を支援すること。
- (4) 行政が導入する電子入札システム等の標準化を図ること。

7. ものづくり支援対策

1. ものづくり中小企業製品開発等支援補助金は、地域経済の活力回復と我が国の中小企業製造業が持続的に成長・発展するために特に必要な支援策であるので、これを復活すること。
2. ものづくり中小企業に対する新製品開発支援施策を拡充するとともに、販路開拓支援も継続して実施すること。また、中小企業ものづくり開発支援制度を強化すること。
3. 地場産業や伝統的工芸品産業は、技術の伝承や後継者問題など業種・業界の存続にかかる課題を抱えているので、これら産業の存続発展を図るため、国の基本政策の一環として抜本的な対策を講ずること。また、これら産地の連携組織である協同組合等を有効に活用し、業界の活性化と産業振興を積極的に推進すること。
4. 需要が落ち込んでいる伝統産業の職人は、生活が厳しく

後継者不足に拍車をかけていることから、職人の生活が安定するような各種の支援措置（生活費の補助等）を講ずること。

5. 原発事故が現実のものとなり、放射能汚染エリアなど危険地域で作業をこなすロボットのニーズが増えているが、日本の自走式ロボットで実用段階にあるものは少ないため、ロボット産業の振興策推進を要望する。

8. 組合士制度

中小企業組合士の社会的地位と資質向上並びに組合士制度の拡充を図るため、積極的な対策を講ずること。

9. 組合制度

中小企業組合が景気の変動に対応し継続して活性化するとともに、組合員の経済活動の促進を図るため、次の組合制度の改善を図ること。

- (1) 役員の選挙方法の緩和
- (2) 員外利用制限の緩和
- (3) 商店街振興組合の存続要件の改善並びに設立要件の緩和
- (4) 事業協同組合、企業組合及び協業組合の設立要件の見直し
- (5) 中小企業が格差是正、経営基盤の強化等の諸課題を解決することが出来るといった組合加入のメリットが享受できるよう組合制度の改善
- (6) 商工組合がその機能を十分発揮できるよう調査・研究・研修・事業化などの取り組みに対する支援策の強化

10. 建設関連業種への支援

我が国における様々な自然災害等対策はまだまだ脆弱であり、今回の東日本大震災の経験を踏まえて、地域住民が不安のない生活を送れるよう、防災・減災対策等を中心に社会資本整備予算の拡充と適正価格で入札できる入札制度の改革を行うこと。

11. 環境対策

1. 中小企業が取り組む、環境配慮型の経営、製品開発、新技術の導入及び新素材開発に対する助成・支援制度の拡充を図ること。
2. 環境マネジメントシステム（ISO14001やエコアクション2.1の取得等）の構築に対する助成・融資等の支援制度の拡充を図ること。
3. 省エネルギー化及び温室効果ガス削減に自主的に取り組むため次の措置を講じること。
 - (1) 省エネルギー、太陽光発電や再生可能なエネルギー設備の導入に対する補助制度の新設。
 - (2) 業種別の省エネガイドラインの作成、普及及び「省エネ診断」に対する専門家派遣支援。
4. 中小企業者が国内クレジット制度を利活用する場合、税制、資金等について優遇措置を講じること。また、自主行動計画策定企業が円滑に事業を推進できるよう、スケールメリットを発揮する組合等連携組織の有効活用と十分な支援策を講じること。
5. 我が国の道路は、ほとんどがアスファルト舗装であるが、燃費向上によるCO₂の削減やヒートアイランド現象を抑制するなど、地球環境に優しいコンクリート舗装を推進すること。
6. 新エネルギー等の導入事業を行う事業者に対する支援強化を図ること。
7. 全国的に電力不足が続くことから、国をあげて省エネ・節電に取り組む必要が生じているため、省エネ・節電に貢献する商品の割引制度を創設すること。
8. 当分の間、環境への配慮を目的とし、内需拡大にも繋がった家電エコポイント、エコカー補助金や住宅エコポイント制度の復活とエコカー減税・グリーン化税制の延長を行うこと。
9. グリーン購入法の周知徹底を行うこと。
10. リサイクル製品の普及を進めるため、公共事業での優先的

調達などの措置を積極的に講じること。

11. アスベストを使用した構築物の解体やアスベストの除去等を円滑に行うための助成制度を創設すること。
12. 中小企業組合が共同で行う廃棄物処理については、スケールメリットを活かすことができるよう、総合的な体系整備を行うこと。また、処理施設については、地域住民の同意が得られず施設の設置が進んでいない例が多く、公共機関等により組合が行う事業について強力な支援を行うこと。
13. 土壌汚染対策法に基づく助成支援策として、汚染の除去費用のみならず、調査費用も助成対象とするなど支援策の拡大措置を図ること。
14. 自然災害の発生時や大規模な事故の発生時等の緊急時において、環境影響調査の速やかな実行や、その後の風評被害防止への十分な対策及び経営の再建のための中長期的な視野に立った支援策を講じること。

12. BCP作成計画

自然災害や新型インフルエンザなどの発生による緊急時における中小企業の事業継続のためのBCP(事業継続計画)の策定やBCM(事業継続マネジメントシステム)構築について、中小企業組合等を通じた必要性の周知並びに組合等で取り組む策定に対する助成策や実際の運用にあたっての制度融資の拡充を図ること。

13. 中小企業倒産防止共済制度の見直し

中小企業倒産防止共済金の貸付を受ける際に発生する、貸付額の10%相当が掛金総額から控除されるのでこれを廃止又は緩和すること。

また、加入後6ヶ月以上経過しないと貸付が受けられないのでこの期間を短縮すること。

14. 高圧電力料金制度の改訂

電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力の各月料金は、電力会社が30分毎の使用電力(デマンド値)を測定し、その月の契約電力を過去1年間で最も大きい値にする方式によって行われている。しかし、この方式では、現下の大変厳しくまた不安定な経営環境の中、中小事業者において、需要電力が少ない月でも過去1年遡った最大需要電力量相当の料金を支払うことが多大な負担となっている。そこで、基本料金の算定期間の短縮又は一定期間内における最大需用電力の平均算定方式の見直しを図ること。

15. リニア中央新幹線の早期開通

リニア中央新幹線は、早期に関西圏までの全線の開通を実現すること。

また、三重県内の停車駅の建設費について、国とJR東海は地元負担が生じない方法で駅を設置すること。

【金融】

1. 中小企業金融

1. 円高の進行による国内産業の空洞化、技術流出に伴う日本企業の国際競争力の低下を食い止める一刻も早い抜本的な経済対策を講ずるとともに、直接・間接を問わず震災の影響は当地域においても大きいため、特定被災区域以外の中小企業者及び小規模企業者にも、特にこの1年は資金面での迅速かつスムーズな融資制度の創設など金融対策の更なる充実を図ること。
2. 中小企業金融円滑化法の延長により、引き続き金融機関が中小企業の条件変更柔軟に対応する体制が継続され、金融機関には新たにコンサルティング機能を発揮し取引先の経営課題の把握・解決策の提案、経営改善計画の策定支援など中小企業に対する経営支援が求められているが、これらが着実に実行されるようフォローを徹底すること。また、中小企業金融円滑化法の期限を更に1年延長すること。
3. 政策金融で対象業種外とされている業種についても、業界の実態を把握して指定業種とするなど融資条件等を緩和し、

既往貸付についても条件緩和を図ること。

4. 信用組合が、地域中小企業の要請に積極的に応えられるよう、信用基盤の確立、経営体質の強化について全面的に支援するとともに、中小企業政策金融機関の代理業務並びに国庫歳入金の収納業務の取扱について、要件を緩和、拡大する措置を講じること。
5. 金融機関からの融資にあたっては、金融機関が中小企業者等の経営サポートを適時適切に行えるような体制整備及び運営を行うとともに、経済支援団体においてもコンサルタント機能を十分発揮できるよう専門家を配置させるなど同様の措置を講じること。

2. 政策金融機関

1. 中小企業向け金融施策への政策金融機関の役割は重要であることから、商工中金及び日本政策金融公庫は、実情に合った事業を展開するなど機能の強化を図ること。

また、資金提供の円滑化を図るため、既往借入金軽減への貸付期間の延長、低金利への優遇措置を講じること。

2. 保証協会の景気対応緊急保証制度は平成22年度末で終了し、拡充されたセーフティネット保証や日本政策金融公庫のセーフティネット貸付、商工中金の危機対応業務は中小企業の資金繰りに大きく役立っているものの、中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しく、引き続き資金繰り対策に万全を期すること。

3. 信用補完制度

1. 信用補完制度については、企業の信用リスクに応じて信用保証のあり方を見直し、不動産担保・人的保証(第三者保証人)に過度に依存しない無担保融資・保証による融資制度の延長、拡充を図り震災復興のための資金については保証料率の更なる引き下げを図ること。

また、保証審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化等を図り、中小企業者及び小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。

2. 信用補完制度における責任共有制度の導入により、金融機関の中小零細企業に対する貸し渋りの再燃など中小企業金融の円滑化に支障が生じることのないようその動向について注視し、金融機関に対し適切な対処を行うこと。また、小口零細企業保証制度による保証限度額を引き上げること。
3. 国(金融庁)は、物的担保及び人的保証を優先する金融機関の融資制度を改善し知的資産を評価するなど、金融機関の中小企業に対する融資審査のあり方を監視するシステムを導入すること。

4. 高度化融資制度

1. 中小企業高度化資金について、既往借入に係る返済期限の延長を図り、その際発生する延滞金を撤廃するなど、返済条件の緩和や金利負担の軽減を図ること。また、利用を促進するために各種手続きの簡素化を図ること。更に、A方式については、高度化事業の認定と貸付業務を分離し、B方式についても対象事業拡大等により利用しやすい制度に改めること。

2. 卸商業団地内の卸売業者並びに商店街組合内の小売業者等が倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が買い取る場合の借入金に関わる支援措置を講ずること。

【税制】

1. 消費税

消費税については、社会保障並びに震災復興財源の確保のため、増税に積極的な議論がなされているが、経済への影響、税の使途、引上げのタイミング等について様々な角度から十分な検討をし、納得のいく議論を行うこと。

2. 法人税

1. 国際競争力の向上や立地環境の改善等を図り、国内投資や

- 雇用創出を促進するため、法人税率の引下げはもちろんのこと、特に、中小法人に対する軽減税率の更なる引下げと、その適用所得範囲の引上げを行うこと。
2. 企業組合及び協業組合の法人税率を事業協同組合並みに引き下げること。
 3. 中小法人軽減税率を適用する中小法人の資本金を3億円以下に引き上げること。
 4. 商工組合は法人税等を非課税にすること。
 5. 震災の間接的影響等により収益の悪化している中小企業の経営を支援するため、法人税の繰戻し還付制度において、通算できる事業年度を前々事業年度まで拡充し、適用期限の延長を図ること。

3. 事業承継税制

1. 同族会社の留保金課税について、自己資本の蓄積を行って経営基盤の強化を図ることを阻害する留保金課税制度は廃止すること。
2. 事業承継税制については、中小企業が事業基盤を損なうことなく、後継者に円滑に事業を承継し発展できるよう、更なる税負担を軽減すること。
3. 非上場株式会社評価など未実現利益の計上など問題が多いため、中小企業が健全に企業経営を維持できるよう税制の優遇措置を講じること。

4. 軽油引取税

1. 暫定税率の適用を早急に廃止すること。
2. 課税免除措置が平成24年3月31日で期限切れとなることから、課税免除措置の恒久化を図ること。
3. 砂利採取法の認可を受けている全ての事業を課税免除措置の対象とすること。

5. 中小企業投資促進税制

中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、中小企業投資促進税制の更なる拡充と適用期限の延長をはかること。

6. 自動車関係税制

1. 自動車重量税・ガソリン税等に関する本則税率を大幅に上回る暫定税率を見直すこと。
2. 自動車取得税及び揮発油税は、消費税との二重課税であることから過重な税負担を見直すこと。

7. その他中小企業・中小企業組合税制の充実強化

1. 中小企業組合及び中小企業の経営基盤強化と積極的な事業展開を促進するため、税負担の軽減と中小企業が不利にならないよう、次の関係税制の充実・強化を図ること。
 - (1) 役員給与の損金不算入制度を原則廃止すること。
 - (2) 退職給与引当金と賞与引当金の繰入れについて損金算入制度を復活すること。
 - (3) 中小企業の事業活動に係る公害防止設備等に係る固定資産税の軽減措置を講ずること。
 - (4) 旅館業を営む事業者の固定資産税に係る土地評価及び建物評価制度を抜本的に見直すこと。
 - (5) 国際観光ホテル整備法に基づく登録旅館・ホテルに係る固定資産税の1/2軽減と、これに伴う国から地方への交付金等による支援を図ること。
 - (6) 外形標準課税は、資本金1億円以下の中小企業に適用を拡大しないこと。
 - (7) 自社利用目的のソフトウェア(無形固定資産)の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
 - (8) 交際費の損金算入限度額を引き上げること。
 - (9) 起業・創業を促進する新たな税制を創設すること。
 - (10) 中小企業高度化資金の返済金や、高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
 - (11) 入湯税については、その用途を「観光振興」と「温泉資源の保護」の2点に限定すること。

- (12) 国際観光ホテル整備法に基づく登録旅館・ホテルにおいて減価償却期間を短縮すること。
 - (13) 国内旅行費用について所得控除を講じること。
2. 「地球温暖化対策のための税」いわゆる環境税が創設され、全化石燃料を課税ベースとする現行の「石油石炭税」に税率を上乗せされることとなる法案が閣議決定され未成立状態だが、中小企業者において過度の負担増とならないよう、免税・還付措置等の負担軽減措置を講ずること。
 3. 省エネルギー化や温室効果ガス削減に資する設備・施設の導入を促進するための「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制」の再延長並びに「グリーン投資減税」や更なる環境関連優遇措置を図ること。
 4. IFRS(国際財務報告基準)については、中小企業庁等が中心となり中小企業の実態に即した会計基準を策定すること。
 5. 異常危険準備金は租税特別措置法上、火災共済組合の「火災共済」のみ損金算入が可能であるので、他の「共済」についても同様の取り扱いとすること。

【商 業】

1. まちづくり、中心市街地活性化

1. 魅力ある個店づくりのために、地域商業の若手リーダーを育成する助成制度、個店の強化を図るためのコンサルティング活動等や中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業等支援策の拡大を図ること。
2. 大型スーパーやチェーン店の長時間営業に対し、犯罪の未然防止、節電・省エネ、中小事業者の保護と地球環境を守る観点から、営業日や長時間営業について自粛指導を行うこと。
3. 中心市街地に立地するマンションやオフィスビルについては低層部分に商業機能を配置することを建設条件とするなどにより、都市機能を中心市街地に集約させること。
4. 超高齢社会に対応した、安全・安心な魅力ある中心市街地商業活性化のための支援を拡大すること。
5. 「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充すること。
6. 商店街空き店舗対策を拡充し、共同店舗に対しても空きスペースの入居費(賃貸料)や改装費等の助成制度を創設すること。
7. 商店街振興組合等の公共性が高い共同施設(アーケード等)の保守・修繕・解体費用に対する助成制度を創設すること。
8. 国は、地域が一体となって行う街づくり推進を支援するため、大型店や大手チェーン店等に商店街活動への参加、地域交流、社会貢献等への積極的な協力を求める指針等を策定すること。

2. 不当廉売の防止

公正取引委員会は、独占禁止法を厳正に適用し、中小企業に不利益を与える大規模小売業やインターネット取引における不当廉売、納入業者に対する不当返品、押し付け販売、協賛金要請等の優越的地位を濫用した不公正な取引方法に対し、迅速かつ的確に対処すること。

3. 中小企業物流対策支援

1. 近年の物流構造の変化、多頻度・小口配送をはじめとした流通業務内容の高度化等の進展を背景として、中小企業者が連携・共同で行う流通業務の効率化支援策を積極的に講じること。
2. 原油価格が不安定に推移する中、中小企業にとっては調達コスト、物流コストの変動により、経営の安定化に影響を与えている。原油、原材料等の安定供給のための施策及び金融面における支援制度の更なる拡充をはじめ、総合的な支援策を講ずること。
3. コスト増に苦しむ中小運輸業の安定した経営実現のため、燃料に係る税率の見直しや適正な高速道路の整備・利用政策を実施すること。

4. 多様化するサービス業育成への支援

1. サービス業においては、独自にサービス・経営ノウハウを開発してもその保護・継承が困難であるので、独自に開発したサービスの新規性・優位性・革新性等の特徴はもとより、各種マニュアルや経営ノウハウ全般を知的財産として保護できる制度・システムを研究・創設すること。
2. 環境問題、情報ネットワーク網の整備、少子高齢化社会の進行等により、介護・宅配・子育て支援等のコミュニティビジネスがクローズアップされており、新分野への起業を積極的に促すための総合的な支援策を充実強化すること。

5. 高速道路割引制度

1. ETCカードの共同精算事業を行う組合に対して、事業が成り立つよう制度の要件緩和や見直しを行うこと。
2. 中小企業の負担軽減となるように高速道路の料金制度を見直すこと。
3. 「大口・多頻度割引制度」及び「マイレージ割引制度」を維持存続すること。
4. 「休日特別割引」(上限料金1000円)制度を復活させること。

6. 観光対策

我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することを目的とする観光立国推進基本法等による観光施策の充実を図るため、法律の運用については中小企業者に配慮した柔軟な支援策を講じること。

また、温泉は限られた天然資源であり、地域の共有財産である。現行の温泉法では、許可を得れば誰でも温泉掘削が可能であり、係る状況では泉源が枯渇する恐れがあるため、早急な対応策を図ること。

【労働】

1. 雇用・労働施策の拡充

(1) 各種助成金の拡充等

- ① 労働施策関連の各種助成金制度の周知を積極的に行うとともに、中小企業の実態に即した助成金制度を拡充し、同時に申請手続きの簡素化を早急に実施すること。
また、利用者の便宜を図るため、各省庁の助成金等全てに対応できる集中窓口等の開設を検討すること。
- ② 現下の厳しい雇用情勢の中、若年者並びに中高年の職業能力の向上と雇用を促進するため、「若年者等正規雇用化特別奨励金」などの施策や制度を継続・拡充すること。
- ③ 厳しい経営環境が続く中、正規雇用を守る中小企業に対し、助成金等を支給するなど優遇措置を講じること。
- ④ 「仕事と家庭の両立を目指した次世代のための支援等が緊急の課題となっており、地域社会・企業等が連携してこれらの問題に取り組むことができるよう施策並びに各種助成金制度のより一層の拡充を図ること。
- ⑤ 中小企業の雇用の安定を図る上で重要なセーフティネットである「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金」について、支給限度日数(3年間で300日)の引き上げなど改善を図ること。

(2) 中小企業の雇用対策

- ① 中小企業の技術・技能承継のための人材育成、事業承継を強力に支援するとともに、人材育成機関としての中小企業組合に対する支援・助成策を講ずること。
- ② 雇用対策の検討に当たっては、地域中小企業の雇用実態を十分に把握し、中小企業の意見が反映された休日及び労働時間の設定を指導するなど、中小企業の実情に即した雇用対策を講じること。
- ③ 中小企業の人材確保が深刻化しているため、新卒者就職応援PJ事業など中小企業における優秀な人材の採用、雇用確保支援策の拡充を図ること。
- ④ 若年失業者やフリーター、ニートの総合的な就業対策を一層推進するとともに、中小企業における若年者の採用等への支援を強力に推進するため、大企業に偏ること

なく秩序ある募集・採用が行えるよう指導を強化すること。

- ⑤ 中小企業が大企業に採用活動において遅れをとらないよう、大企業と中小企業の採用活動開始時期を統一するよう徹底すること。また、中小企業と学生とのミスマッチを防ぐため、中小企業の情報発信等に関する支援策を講じること。
- ⑥ 中小企業がより積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組めるよう、更なる周知や助成金制度等の支援の拡充すること。また、既に取り組んでいる企業に対しては、税制・金融面での優遇措置、助成金制度等の支援の拡充を図ること。
- ⑦ 障がい者雇用に取り組む中小企業に対し、長期間に亘る人件費等の支援策の創設や官公需を優先発注すること。また、障がい者雇用において、事業協同組合等を活用すると有利なるので、事業協同組合等の活用について広く周知すること。

2. 最低賃金制度

最低賃金の引上げには、生産性の向上や取引環境の改善による中小企業の底上げが先決であり、中小企業の経営実態を無視した引上げは行わないこと。また、今後の最低賃金制度のあり方については、公労使の審議会の議論を尊重するとともに特定(産業別)最低賃金は速やかに廃止すること。

3. 社会保障制度

1. 社会保障制度については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除くため、将来的安定した制度の確立に取り組むこと。また、毎年引き上げられる社会保険料は、使用者・労働者双方にとって負担増となっており、社会保険料の安易な引上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないように十分配慮するとともに、中小企業の経営実態に即した社会保険制度の改革と負担率の見直しを早急に進めること。
2. 中小企業にとって、パートタイム労働者に対するニーズは年々増加しているが、所得税・住民税の非課税限度額が抑えられているため、繁忙期での就業を継続できなくなるケースがある。そこで、パートタイム労働者の継続的な就労促進のため、所得税・住民税の非課税限度額及び社会保険の適用年収基準を大幅に引き上げること。

4. 労働者派遣法の見直し

労働者派遣法の改正が審議されているが、製造業における労働者派遣の原則禁止は、中小企業への影響が極めて大きいことから、規制強化を行わないなど中小企業に十分配慮すること。

5. 教育・人材育成

中小企業にとって優秀な人材確保が難しい中、経営革新等を行うには従業員の職業能力を向上する必要があるため、職業訓練制度の拡充・強化を図るとともに、製造現場をはじめとする中小企業の技術・技能継承のための取り組みを強力に支援すること。

6. 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度が円滑に推進できるよう、次の措置を実行すること。

- (1) 外国人技能実習生の受入れ対象職種・作業の抜本的な見直しと受入れ人数を拡大すること。
- (2) 技能実習1号・2号合せての実習期間3年を、5年に延長すること。
- (3) 入国管理局への申請書類の簡素化と審査期間を短縮すること。
- (4) 税務署への租税条約に関する届出を簡素化すること。

『中小企業白書2011年版』の概要

震災からの復興と成長制約の克服

経済産業省中小企業庁は、『中小企業白書2011年版』をとりまとめ、発表しました。

今回の白書は、第1部「最近の中小企業の動向」、第2部「経済社会を支える中小企業」、第3部「経済成長を実現する中小企業」から構成されています。

第1部では、中小企業の業況、生産、資金繰り、雇用など最近の中小企業の動向のほか、東日本大震災による中小企業への影響について分析、第2部では、震災でも改めて認識された中小企業の重要性を提示、第3部では、震災による厳しい状況の中で、我が国経済が持続的に成長するための取組として、起業、転業、労働生産性の向上、国外からの事業機会の取り込みの現状と課題について分析し、中小企業の復興・発展の方向性を探っています。

以下、白書の概要についてご紹介します。

なお、詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/110701hakusyo.html>)

第1部 最近の中小企業の動向

～「第1部」のポイント～

総じて持ち直しの動きが見られたが、東日本大震災の影響により大幅に悪化している。また、円高の進行や原油価格の高騰等の先行きへのリスクがある。政府としては、中小企業支援策をしっかりと講じていく。

2010年度の中小企業の動向

○中小企業の動向

【景況感】総じて持ち直しの動きが見られたが、震災が発生した2011年3月に、大幅に悪化した。地域別、業種別の景況D I も、震災の影響により総じて悪化。特に東日本で大幅に悪化した。

【生産】総じて持ち直しの動きが見られていたが、2011年3月には、過去最大の下げ幅で低下。特に輸送機械工業の低下が著しい。

【収益】売上高経常利益率は、緩やかに改善していたが、今後の震災の影響が懸念される。

【設備投資】中小製造業の設備投資は、過去最大の減少率を記録した2009年度の実績から2割増加したが、その内容は「更新、維持・補修」が最も多い。今後、復興に向けた投資も見込まれる。

【資金繰り】資金繰りD I は、リーマン・ショック前の水準以上に回復していたが、2011年3月に大幅に悪化した。

【倒産】倒産件数は減少しつつあったが、2011年3月以降、震災関係の倒産が見られる。

【雇用】中小企業の雇用の過剰感は緩やかに解消されつつあったが、完全失業率は依然として高い水準が続く。新規求人数は、2010年3月以降、前年同月比での増加に小規模な企業が寄与していたが、2011年3月には震災の影響もあり伸び率は縮小。2011年3月、2012年3月の大卒者では、300人未満の企業で求人が求職を上回る。

【円高の影響】輸出を行う中小企業の約6割、輸出を行わない企業の約2割が、円高によりマイナスの影響があると回答。急激な円高の進んだ1995年と比較すると、2010年の方がマイナスの影響があると回答する割合が低い。

【原油価格の高騰の影響】2010年9月以降、「原油・石油製品の価

格高騰により収益が圧迫されている」と回答する中小企業の割合は、総じて上昇傾向にある。2011年には、為替相場の変動の影響のほか、国内の消費低迷、販売不振、原材料価格、燃料コストの高騰等が不安視されており、これに加えて震災の影響も懸念される。

東日本大震災の中小企業への影響

○全国的な影響

日本政策金融公庫の「全国小企業月次動向調査」では、全国の中小企業に震災の影響について聞いているが、現在影響が出ている及び今後影響が出そうと回答した企業数の割合は、「取扱商品の不足・価格高騰」が5割弱と最も高く、次いで「自粛モード、節約意識の高まり」が約3割、「取引先が被災」が約1割を占めている。

【サプライチェーンへの影響】

震災が発生した2011年3月の鉱工業生産指数を見ると、四国を除くその他の地域では、輸送機械工業の減少率が約3～5割と、他の業種と比較して突出しており、被災地域の企業からの原材料、部品等の供給が滞ったため、全国的な影響が広がることとなったと考えられる。

被災地域からの原材料、部品等の供給が停滞することによるサプライチェーンへの影響は全国に及んだが、被災した中小企業の中には大きな被害を受けた取引先を支援することにより供給体制を維持した企業や、自社の金型を他社工場に持ち込んで生産を行い取引先への影響を抑えた企業、供給メーカーとしての自覚を持ち自動車部品供給力の維持に全力を挙げる企業も存在した。

【消費マインドの低下による影響】

今回の震災は、被災地への配慮等からの自粛モードや長く余震及び計画停電等の影響により小売業や旅館、ホテル等のサービス業を中心に消費マインドの低下を引き起こした。

小売業、サービス業への影響を地域別に見ると、東北、関東に加えて、北海道、東海、中国でも6割以上の企業が、需要が減少又はやや減少と回答しており、影響が全国的に波及したことが分かる。こうした影響の全国的な広がりを受け、政府は、融資や保証による資金繰り支援、雇用調整助成金や雇用

保険による雇用支援に加えて、窓口や電話による相談体制設置等の支援を行っている。

第2部 経済社会を支える中小企業

～「第2部」のポイント～

- ・産業、生活の基盤たる中小企業
経済、社会において、中小企業は重要な役割を担っており、震災でも、産業のサプライチェーンを担い、地域の住民生活を支えるなど、その重要性が再認識された。
- ・中小企業の良さを守る取組
震災後の急速な景気後退や深刻化した構造的課題の中、中小企業の良さを維持していくために、資金繰り対策、事業引継ぎ、事業再生、地域密着型金融等の支援を行っていくことが重要である。

中小企業の良さを守る取組

○中小企業金融対策

2010年度に入ると、景気対応緊急保証制度やセーフティネット貸付等の実績が落ちてきた一方で、条件変更の実績が増加し、今回の震災前までは資金需要は新規借入よりも既往債務の月々の返済負担軽減にシフトしてきていた。

このような中小企業の条件変更のニーズに対応するため、従来の取組に加えて、2010年9月10日に閣議決定した「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策～円高、デフレへの緊急対応～」（ステップ1）において、経済危機対応・地域活性化予備費から330億円を措置して信用保証協会による保証付き貸付の条件変更を推進した。

【資金繰り支援及び雇用支援から成長に向けた支援へのニーズ変化】

今までに効果があった施策、今後必要な施策ともに、「当面の資金繰りに関する支援」、「雇用維持に関する支援」が高いが、今後必要な施策と回答する割合は、今までに効果があった施策と回答する割合よりも低くなっていた。一方、「事業承継に関する支援」、「販路開拓に関する支援」、「事業拡大に関する新規資金調達支援」、「海外展開に関する支援」、「人材確保・育成に関する支援」等では、今後必要な施策と回答する割合は、今までに効果があった施策と回答する割合よりも高くなっていた。

この結果から、震災前までは、中小企業は、当面の資金繰り支援及び雇用支援を必要としつつ、成長に向けた支援も今後、より必要としていたことが見て取れる。

第3部 経済成長を実現する中小企業

～「第3部」のポイント～

- ・経済成長の源泉たる中小企業
震災により多くの中小企業が倒産、廃業する中、起業、転業は、経済の新陳代謝や企業の成長、雇用の創出等の観点から、重要な要素である。
- ・中小企業の強みを伸ばす取組み
人口減少、少子高齢化に加えて、震災後に一層高まったエネルギー供給制約の中で、我が国経済が持続的に成長

していくためには、中小企業がより効果的な取組を行うことにより、その労働生産性を向上させることが重要である。

また、震災により中小企業にとって厳しい状況が続く中でも、中長期的には、国内需要の大幅な増加は見込めないため、現地市場の動向を踏まえた国際化、国内における国外からの事業機会の取り込みを行っていくことが重要である。

中小企業の強みを伸ばす取組

○労働生産性の向上

【中小企業の労働生産性の向上の必要性】

業種別・規模別の従業者数と労働生産性を見ると、飲食宿泊を除くいずれの業種においても大企業の労働生産性は、中小企業を大きく上回っている。一方、労働生産性の低い中小企業で全従業者数の約7割が働いており、将来も中小企業で働く従業者数の割合が変化しないと仮定すると、我が国全体の労働生産性を向上させるためには、中小企業の労働生産性も向上させる必要がある。

【労働生産性の向上への取組についての認識】

中小企業の様々な取組が及ぼす労働生産性の向上への影響の重要度について中小企業の認識を見ると、「顧客数拡大」、「顧客単価上昇」、「人材確保・育成」を「非常に重要である」又は「重要である」と回答する割合が約8割、「技術革新」、「業務工程改革」が約7割を占める一方、「自動化」、「省エネ」、「IT化」では約6割未満にとどまっている。

多くの中小企業が「IT化」、「自動化」、「省エネ」、「業務工程改革」と比べて、より重要と認識している取組である「顧客数拡大」、「顧客単価上昇」、「人材確保・育成」、「技術革新」は、総じて効果が実感されるまでに時間がかかる傾向にあり、長期的に取り組むことが必要である。

○国外からの事業機会の取り込み

【中小企業の輸出の現状】

国外で高い経済成長が続き、今後とも一層の経済成長が見込まれる中で、国外市場の動向を的確に把握し、中小企業の強みを活かして、輸出や直接投資を行い、国外需要を取り込んでいくことが中小企業にとって必要である。中小企業の意識を見ると、国外に財・サービスを販売・提供しているかどうかにかかわらず、消費地としての国外について魅力を感じている割合が高い。

【国際化を行う中小企業が現地で販売・提供する財・サービスの内容】

多くの中小企業は、日本と同じ財・サービスであることが評価される、又は現地の需要や嗜好が日本と同じで、変える必要がないなどの認識の下、国外で日本と同じ財・サービスを展開し、現地の市場の競合製品と比較して高品質・高価格の財・サービスを販売・提供していると考えられる。

「就職マッチングフェア」を開催

中央会は、8月10日に「就職マッチングフェア（合同就職説明会）」をじゅうろくプラザで開催した。同フェアは、中小企業庁補助事業の人材対策基金補助金により造成する基金を活用して日本商工会議所が実施する「合同就職説明会開催事業」を中央会が受託し、開催した。

この事業は、厳しい就職情勢が続く中、優秀な人材の採用を目指す企業と、就職希望者の出会いの場とし、地元企業への就業機会の拡大と県内企業の雇用の拡大を図ることを目的としている。2012年3月卒業予定の大学生や短大生、専門学校生、卒業後3年以内の求職者らを対象に行い、127人（男性59人、女性68人）が訪れた。

県内の製造業やアパレル業、サービス業など31企業が出展し、参加学生は関心のある企業ブースに足を運び、担当者から事業内容や採用条件等の説明を熱心に聞いていた。

当日参加した学生からは、「関心のある業界の企業が出展していたので来場した」「マンツーマンでゆっくり話が聞けて良かった」との声があった。また、出展した企業からは「理系の学生の来場を望む」との意見があった。



「外国人技能実習生受入組合運営研修会」を開催

中央会は、7月28日に外国人技能実習生受入事業を実施している組合を対象に「外国人技能実習生受入組合運営研修会」をふれあい福寿会館で開催し、76名が出席した。

昨年7月1日に改正入管法が施行された後1年が経過する中で、受入組合は外国人技能実習生受入に伴う職業紹介事業の実施や事務手続き、事業管理の変更に対応するとともに、コンプライアンスを重視し、関係法令や制度趣旨を遵守し事業運営にあたっている。

研修会では、岐阜労働局監督課より「外国人技能実習生の適正な労務管理のために」、岐阜労働局需給調整事業室より「職業紹介事業を行ううえでの遵守すべき事項について」、名古屋入国管理局より「適正な技能実習生受入れのための留意点について」をテーマに各担当官が説明した。出席者は組合に課される義務等についてメモを取るなど熱心に聞き入っていた。

「東海・北陸ブロック事務局代表者会議」を開催

東海・北陸ブロック（愛知・岐阜・三重・富山・石川県）中央会の事務局代表者が集まり、全国大会の要望事項をとりまとめる『東海・北陸ブロック事務局代表者会議』を7月13日に大垣市の大垣フォーラムホテルで開催した。

会議では、11月17日（木）に愛知県で開催される「第63回中小企業団体全国大会」で決議される中小企業対策に関する要望事項が、東海・北陸ブロック案としてとりまとめられた。（ブロック案については本紙2～6頁に掲載しております。）

組合等の動き

岐阜県酒造組合連合会(中島善二会長)

東京で
岐阜の酒PR

岐阜県酒造組合連合会は、試飲会「岐阜の地酒に酔う in東京2011」を、8月7日に東京都千代田区の如水会館で開催した。この試飲会は、連合会会員である蔵元の若手が、岐阜の酒を首都圏でPRすることを目的に企画したもので、2009年から開催されており今年で3回目。蔵元の30社がそれぞれ銘柄3～5種を出品し、約300人の来場者が飲み比べていた。中島会長は「若い世代にどうPRするかが課題であるが、若い人や女性が多く来場してもらえたのは良かった」と話していた。

駄知小売商業協同組合(中島善二理事長)

「駄知夏まつり」を開催

駄知小売商業協同組合は、土岐市駄知町の活性化と地域の子供たちへの昔ながらの伝統的な夏まつりの継承を目的に、8月11日、13日に「駄知夏まつり」を開催した。11日は、土岐市泉町出身のバイオリニスト高橋アントニオ拓也氏を招いてミニコンサートを駄知公民館で開催し、13日には、駄知町本町商店街周辺で地元の女性によるフラダンス、ますつかみ大会、ふるさと盆踊り等が開催された。組合員が協力して地域に密着したまつりとなり、中島理事長は「駄知町のまちおこしにつながることを期待している」と話していた。



協同組合飛騨木工連合会(岡田賛三理事長)

「飛騨・高山暮らしと家具の祭典」を開催

協同組合飛騨木工連合会主催の「2011飛騨・高山暮らしと家具の祭典」が9月7日から11日まで、高山市の飛騨・世界生活文化センターで開催された。

会場では、組合員企業等の新作家具の展示や「再生」をテーマに家具の修理技術の実演、国産材を活用した家具など約1,000点が展示され、多くの来場者が訪れた。岡田理事長は「伝統を守り、丹念に仕事を進める飛騨の匠の技術に注目してもらいたい」と話していた。



青年中央会通信

青年部長「ガヤガヤ会議」を開催

岐阜県中小企業青年中央会は、9月6日に青年部長「ガヤガヤ会議」をじゅうろくプラザで開催し、13組合の青年部から24名が参加した。

今年度は、過去に組合青年部の部長を経験され、青年部の活性化に尽力された本会の歴代会長から、当時の青年部の活動や組合の理事長となられた今思うことなどをご講話いただく企画として、全2回の開催を予定している。第1回目は岐阜県砕石工業組合の小西輝幸理事長より会員組合青年部に向けてアドバイスをいただいた。

小西理事長は、「青年部長や組合役員など、役職を依頼された際には是非とも引き受けて欲しい。何かの役をやれば色々な場に出向け様々な人達に出会うことができる。また、沢山の情報も入ってくるようになる。こうした経験が後々の役に立つ」とアドバイスするなど、青年部の活性化につなげるためのヒントや青年部員に対する温かいメッセージが述べられた。また、参加者からは「今回のお話をしっかりと受け止め、組合青年部の今後の活動や自身の経営に活かしていきたい」と感想を述べるなど、組合の次代を担う青年部員にとって貴重な時間となった。

なお、第2回目として丸重製紙企業組合の辻守重理事長からご講話をいただく予定です。会員青年部長並びに青年部員の皆様のご参加をお願い致します。



岐阜県中小企業青年中央会 会員募集中!

青年中央会についての詳細や加入等については、中央会・国際チーム(058-277-1102)までご連絡ください。

頑張っている仲間達

中央会の会員組合を紹介します！



本会は、多種多様な業種・業態の組合等が会員となっており、これが本会の特徴でもあります。各組合がその特徴を活かし日々活動を続けていますので、皆様の仲間を紹介します。

東濃建設業協同組合

■理事長:前田重宏 ■組合員数:29人 ■設立年月日:昭和55年10月
■住 所:多治見市下沢町3丁目17番地の1 ■TEL:0572-22-7413

☆三島事務局長に聞きました☆

平成19年8月16日、多治見市が日本最高気温40.9度を観測しました。暑い多治見を少しでも過ごしやすくするため地元では様々な取り組みが始まっています。

平成20年、笠原陶磁器工業（協）は、元名古屋工業大学教授の岩尾憲三氏が提唱する「太陽熱都市冷却理論」に基づき『クールアイランドタイル』を開発。平成21年には国土交通省の「建設業と地域の元気回復助成事業」の発表を受け、当組合のほか多治見市、多治見市商工会議所、笠原陶磁器工業（協）が「東濃地域温暖化対策協議会」を発足、クールアイランド製品を開発していくことを決めました。

事業管理者である当組合は、岩尾教授の指導のもと、地元タイル廃材を粉碎、粒を揃えてリサイクルした「タイルセルベン」を反射材として利用する『クールアイランド舗装』の開発に着手。4種類の舗装を開発し、その性能試験と展示会を行いました。また、平成22年には、太陽熱都市冷却理論に基づき製品開発を行っている笠原陶磁器工業（協）、ロードクーラー研究会（反射性塗料）、（株）鶴弥（太陽熱反射瓦）と共同で「クールワールド連絡協議会」を発足しました。

本年、国土交通省が「建設企業の連携によるフロンティア事業」を発表し、当組合は引き続きクールアイランド舗装の改良と販売促進を目的に同事業の補助が受けられることとなり、組合内に開発事業部を設置しました。今夏には、多治見駅前でクールアイランド製品4種類（タイル、舗装、塗料、瓦）のクールワールド研究発表会を開催。フロンティア事業を活用し、展示会への出展や岩尾教授の現在の勤め先であるマレーシア工科大学を通じてマレーシアでの舗装の施工、販売促進を検討、推進しています。



クールワールド研究発表会

南ひだウッド協同組合

■理事長:岡崎秀典 ■組合員数:33人 ■設立年月日:平成12年9月
■住 所:下呂市萩原町羽根495番地6 ■TEL:0576-52-3988 ■URL: <http://www2.ocn.ne.jp/~mhw-hp/>

☆岡崎理事長に聞きました☆

当組合は、平成12年9月、萩原プレカット協同組合と協同組合ドライウッド益田が合併し設立され、主に建築部材の加工・乾燥等の事業を行い順調に実績を上げてきました。

組合では、平成20年度林野庁の「林業構造改善事業（森林、林業、木材産業づくり交付金）」の助成を受け、環境に優しく、資源の再利用やCO₂削減に最も効果がある燃料として、ストーブやボイラー用の木質ペレットの製造販売を始めました。

木質ペレットとは、間伐材、おが粉、かんな屑、樹皮や住宅壁の切れ端などの製材副産物を圧縮成型した小粒（直径6mm～9mm程度、長さ10mm～25mm程度の円筒形）の固形燃料のことで、近年の原油価格高騰に対抗するコスト削減の観点から急速に注目を浴びています。

組合は、平成21年度に、下呂市馬瀬の温泉施設「美輝の里」と年間400tの取引協定を締結した結果、昨年度の販売実績は、ストーブ用ペレットを含め販売量483t、販売収入16,500千円を計上しました。また、美輝の里では、この木質ペレットを使用することで年間100万円の光熱費を削減することができ、さらに燃焼後の灰は、牧草地や畑の肥料として活用され、エネルギーを地域内で循環することに成功しています。

岡崎理事長は「ペレット燃料は、CO₂削減に大きな効果が期待できることから、今後学校などの公共施設を中心にペレットボイラーを導入して頂くことを期待したい」と話されました。

このように木質ペレットは、地域経済の活性化への貢献も期待できる貴重なエネルギーとして、今後ますます需要が増えると考えられます。



木質ペレット

景況レポート

平成23年
8月末
調査
(前年同月比)

中小企業団体情報
連絡員70名（うち
70名分の集計）の
情報連絡票から

〔I〕8月の特色

◆ 景況感DI値 1ポイント改善
～マイナス51～

〔II〕8月の概況

当月の景気動向を前年同月比の景況感DI値で見ると、好転8、悪化59でDI値はマイナス51となり、前月のマイナス52に対し、1ポイントの改善となった。景況感の動向だけを見ると、本年6月末調査結果より、これで3ヵ月連続の改善数値を示す結果ではあるが、震災前となる2月末調査時点の数値(マイナス47)を超えるに至っていない。

景況感が好転した業種は機械すきと和紙、鋳物、県金属工業団地、可児工業団地、輸送用機器、機械・工具販売で、景況感が悪化した業種は41業種となっている。

主要な調査項目を見ていくと、売上高DI値はマイナス38で前月比13ポイントの悪化、販売価格DI値はマイナス30で前月比14ポイントの悪化、収益状況DI値はマイナス54で前月比1ポイントの悪化、資金繰りDI値はマイナス35で前月比2ポイントの改善となっており、景況感DI値が改善しているのに対し、これらの項目の結果数値からは必ずしも改善の方向とは言えない。

製造業からは、売上高や設備操業度(生産)の改善を伝えるもののほか、節電のための振替操業といった異例の状況も収束しつつある旨のコメントも見られ、自動車関連を中心に震災の影響が着実に改善されている様子が伺える。

一方で、原油・原材料の高止まり、価格競争による販売価格の低下、それらを要因とした収益の悪化に加え、このところの“超”円高と言われる状況に、現下の厳しさと先行きを懸念するコメントも少なくない。

小売業、商店街、サービス業や一部の食料品製造業からは、“風評被害(放射能汚染問題)”や“消費マインドの低迷”、先行き不安からの“買い控え”など、厳しい経営環境を伝えるコメントが見られた。

<主な調査項目での動向>

売上高の動向は、前年同月比で増加15、減少53でDI値はマイナス38となり、前月のマイナス25に対し、13ポイントの悪化となった。

売上が増加した業種は11業種あり、縫製(既製服)、製材・素材生

産、機械すきと和紙、タイル、生コンクリート、碎石生産、鋳物、県金属工業団地、輸送用機器、機械・工具販売、家電機器販売となっている。

売上が減少した業種は前月より8業種増え、37業種となり、特に食料品、木材・木製品、小売業、サービス業、建設業に多い。コメントとしては「円高の影響から5ヶ月連続で出荷減(石灰)」、風評被害から「牛肉離れは深刻な状況(食肉(国産))」、「牛肉消費の落ち込みが目立った(高山市商店街)」、「豪雨による交通網への影響から宿泊のキャンセルがあった(高山旅館)」などがある。

販売価格の動向は、前年同月比で上昇7、低下37でDI値はマイナス30となり、前月のマイナス16に対し、14ポイントの悪化となった。

販売価格が上昇した業種は5業種あり、石灰、可児工業団地、水産物商業、中古自動車販売、石油製品販売である。

販売価格が低下した業種は26業種あり、特に一般機械、卸売業、小売業に多い。

収益状況の動向は、前年同月比で好転8、悪化62でDI値はマイナス54となり、前月のマイナス53に対し、1ポイントの悪化となった。

収益状況が好転した業種は6業種あり、縫製(既製服)、製材・素材生産、県金属工業団地、可児工業団地、輸送用機器、機械・工具販売である。

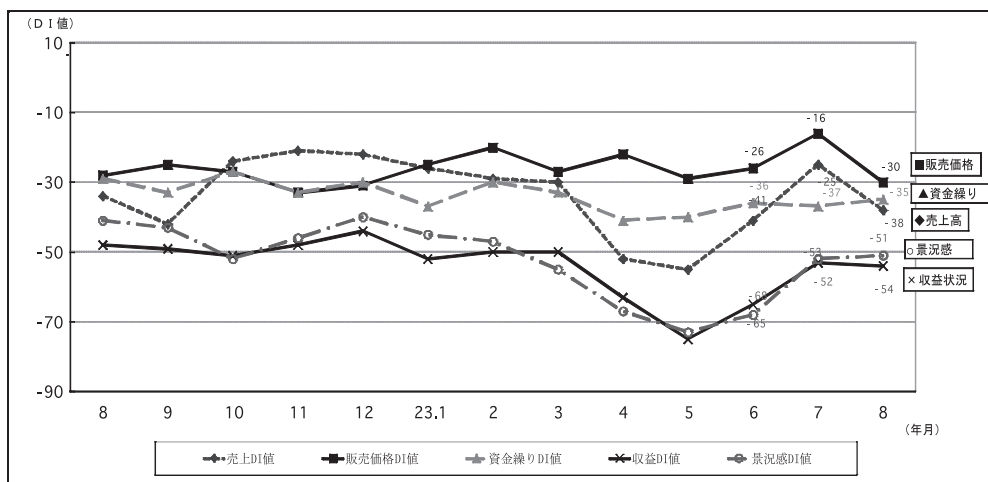
収益状況が悪化した業種は43業種あり、特に食料品、窯業・土石、卸売業、商店街、建設業、運輸業に多い。コメントとしては、「原材料の仕入れ価格が高騰 利益を圧迫(米菓)」、「円高の進行から採算面で成約は困難(刃物等金属製品(内需))」、「受注競争が激化し、販管費など経費の確保ができない(建築板金)」などがある。

資金繰りの動向は、前年同月比で好転4、悪化39でDI値はマイナス35となり、前月のマイナス37に対し、2ポイントの改善となった。

資金繰りが好転した業種は3業種あり、製材・素材生産、可児工業団地、輸送用機器である。

資金繰りが悪化した業種は27業種となり、特に小売業、商店街、建設業、運輸業に多い。

売上高、販売価格、収益動向、資金繰り、景況動向 DI 値の推移(前年同月比)



県内中小企業主要業種の景気動向

(8月末調査)

製造業		前年同月比					
区分	調査項目 業種	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
繊維・同製品	糸 ニット工業物 毛織物 合成繊維織物 メンズアパレル 婦人・子供服 縫製(既製服)	△ △ △ △ ▲ ▲ ○	△ △ △ △ △ ▲ △	△ △ △ △ △ ▲ ○	△ △ ▲ △ △ ▲ △	△ △ ▲ △ △ △ △	△ △ △ △ ▲ ▲ △
木材・木製品	製材 銘木 製材・素材生産 東濃ひのき	▲ ▲ ○ ▲	△ ▲ △ △	△ ▲ ○ △	△ △ ○ ▲	△ △ △ ▲	△ ▲ △ ▲
紙紙加工品	機械すき和紙 特殊紙 紙加工品	○ ▲ △	△ △ ▲	△ △ ▲	△ △ △	△ △ △	○ △ ▲
印刷	印刷	▲	▲	▲	▲	△	▲
化学ゴム	プラスチック	△	△	△	△	△	△
窯業・土石	陶磁器(工業) タイル 窯業原料 石灰 生コンクリート 砂利生産 砕石生産	▲ ○ △ ▲ ○ △ ○	△ △ △ ○ △ △ ▲	▲ △ △ ▲ ▲ ▲ ▲	△ △ ▲ △ ▲ ▲ △	△ △ △ △ ▲ ▲ ▲	▲ △ △ ▲ ▲ ▲ ▲
鉄鋼・金属	鋳物 刃物等金属製品(輸出) 刃物等金属製品(内需) メッキ	○ △ △ ▲	△ △ △ △	△ ▲ △ ▲	▲ △ △ △	○ △ △ △	○ ▲ △ ▲
一般機械	県金属工業団地 可児工業団地 金型	○ ▲ △	▲ ○ ▲	○ ○ ▲	△ ○ △	△ △ ▲	○ ○ ▲
輸送用機器	輸送用機器	○	△	○	○	○	○

非製造業		前年同月比					
区分	調査項目 業種	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
小売業	青果販売 水産物商業 家電機器販売 メガネ販売 中古自動車販売 石油製品販売 共同店舗(飛騨) 生花販売	▲ ▲ ○ ▲ ▲ △ ▲ ▲	▲ ○ ▲ ▲ ○ ▲ ▲ ▲	▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲	△ ▲ ▲ ▲ ▲ △ ▲ ▲	△ ▲ △ △ ▲ △ ▲ △	▲ ▲ ▲ △ ▲ △ ▲ ▲
商店街	岐阜市商店街 大垣市商店街 高山市商店街	▲ ▲ ▲	△ ▲ △	▲ ▲ ▲	△ ▲ ▲	△ △ △	▲ ▲ ▲
サービス業	自動車車体整備 長良川畔旅館 下呂温泉旅館 高山旅館 クリーニング 広告美術 飲食業 ビルメンテナンス 理容・美容業	△ △ △ ▲ △ ▲ ▲ ▲ ▲	△ ▲ △ ▲ △ ▲ △ ▲ △	△ ▲ ○ ▲ △ ▲ ▲ ▲ △	△ △ △ ▲ △ △ △ ▲ △	△ △ △ △ △ △ △ ▲ △	▲ △ △ ▲ △ ▲ ▲ ▲ △
建設業	土木(岐阜地区) 土木(飛騨地区) 建築設計 鉄構造物 電気工事 管設備工事 建築板金 木製建具 産直住宅(東白川地区)	▲ ▲ ▲ ▲ ▲ △ ▲ ▲ ▲	△ ▲ ▲ △ △ △ ▲ △ ▲	▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲	▲ ▲ ▲ ▲ △ △ △ △ ▲	△ ▲ ▲ ▲ △ △ △ △ ▲	▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲
運輸業	貨物運送(県域) 軽運送	△ ▲	▲ △	▲ ▲	▲ ▲	△ ▲	▲ ▲

凡例 ○: [増加]、[上昇]、[好転]
△: [不変]
▲: [減少]、[下降]、[悪化]

※中小企業団体情報連絡員70名(うち70名分の集計)を対象にまとめたものです。



年金確保支援法による 企業型確定拠出年金の拡充

株式会社共立総合研究所 主任研究員 額額 光元

東日本大震災後、サプライチェーンの寸断による生産活動の制約、自粛ムードからの個人消費の落ち込みなどにより中小企業の業況は急激に悪化した。ここにきて寸断されたサプライチェーンが予想以上のペースで復旧、復興需要の本格化が期待されるなど明るい材料が出てきた。その一方で、急速に進む円高、欧米の債務問題に起因して世界経済が不透明化するなど予断を許さない状況にある。

震災対応の影響もあり、震災前に重要課題であった「税と社会保障の一体改革」は6月30日に改革案が正式決定にこぎ着けたものの、閣議決定には至らず今後の進展に黄信号がともる。かかるなか8月4日に、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（年金確保支援法）」が成立した。各種報道では、国民年金未納保険料を過去にさかのぼって支払える期間の延長（2年から10年）を中心に取り上げられることが多かったが、本法には確定拠出年金制度の改正についても定められており、本稿ではその内容について紹介する。

わが国の確定拠出年金制度は、下表のとおり企業型、個人型があり、今回は主に企業型について改正された。主な改正点は、①企業の掛金に上乗せして従業員個人の掛金拠出（マッチング拠出）が可能になったこと、②加入者資格喪失年齢の引き上げである。

これまで確定拠出年金の掛金拠出は、企業型は企業、

個人型は加入者個人と明確に区分されており、企業型では従業員の掛金拠出は認められていなかった。今回の改正により、拠出限度額（確定給付型年金未実施企業：月額51,000円、同実施企業：月額25,500円）の範囲内かつ企業が拠出する掛金額を超えない範囲でそれが可能となった。厚生労働省の資料によれば企業型の掛金の平均（年額）は165,810円（平成23年6月30日現在）である。平均月額約14,000円を前提とすると、今回の改正により確定給付型年金未実施企業の従業員は14,000円相当、同実施企業の従業員は11,500円相当まで掛金を上乗せできるようになった。なお、税制上従業員が拠出する掛金は、全額所得控除の対象とされる。

次に、加入者資格喪失年齢の引き上げは、企業型の加入者資格喪失年齢の上限を60歳から65歳へ変更するものである。改正高年齢者雇用安定法施行（平成18年4月1日）後、定年延長や再雇用により60歳以降も従業員を雇い続ける企業が増えるなか、退職前に確定拠出年金の加入者資格を喪失するケースが増えてきたことへの対応として加入者資格喪失年齢の上限が65歳へ引き上げられた。

国の年金改革が思うように進まないなか、企業型確定拠出年金においてマッチング拠出、加入者資格喪失年齢の引き上げといった老後の資産形成にプラスとなる改正がなされたことは注目すべきと言えよう。

確定拠出年金制度の概要（改正前）

	企業型	個人型
掛金の拠出	企業が拠出（従業員は拠出できない（注））	加入者個人が拠出（企業は拠出できない）
拠出限度額	1. 厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施していない場合… 51,000円 （月額） 2. 厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施している場合… 25,500円 （月額）	1. 自営業者等… 68,000円 （月額） 2. 企業型確定拠出年金や厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施していない場合… 23,000円 （月額）

（注）今回の法律改正により従業員の拠出が可能となった。出所：厚生労働省HPをもとに共立総合研究所にて作成

事務局だよ！

「一日中小企業庁 in ぎふ」が開催されます

岐阜県では、本年度、商工労働施策として「変わる中小企業」をテーマに様々な中小企業支援を行っています。その一環として、中小企業庁、中部経済産業局、岐阜県の主催により「一日中小企業庁inぎふ」を開催します。

この事業は、経済産業省の幹部が都道府県を訪問し、地元中小企業や関係団体の代表者と意見交換、シンポジウムの開催など、中小企業施策への理解を深めていただくことを目的としています。

中小企業の方々はもちろん、中小企業施策に関心のある方はどなたでも参加できます。参加料は無料(交流会のみ会費制)ですので、ぜひご参加ください。

- 【日時】** 10月27日(木) 10:00~19:30
【場所】 じゅろくプラザ (JR岐阜駅隣接)
【主な内容】
- モノづくり日本会議
 - ・特別講演会「地域経済の活性化と感性によるイノベーションの指針」
 - 中小企業フォーラム
 - ・中小企業支援施策紹介
 - ・講演「これからの事業継続マネジメント」
 - 中小機構フォーラム
 - ・「お客様の心を掴むモノづくり」
 - 交流会(立食形式、会費3千円)
- 【お申込・お問合せ先】**
岐阜県商工労働部商工政策課 TEL: 058-272-8350
ホームページ <http://www.1day-smea.jp/gifu/>

「ぎふ産品フェア in 恵那峡SA」のご案内

中央会では、組合や組合員企業の産品等を県外の消費者に販売・PRする「ぎふ産品フェアin恵那峡SA」を開催します。陶磁器、刃物、菓子や麺類など、県内の12組合が出展し、製品を販売・PRしますので、ぜひお越しください。出展組合は本会ホームページをご覧ください。

http://www.chuokai-gifu.or.jp/chuokai/kouza/html/224_2011.html

- 【日時】** 11月5日(土)、6日(日) 両日とも11:00~17:00
【場所】 中央自動車道「恵那峡SA」下り線(名古屋方面) 屋外イベントスペース

中小企業退職金共済制度をご活用ください

中央会では、中小企業等への支援として、中小企業退職金共済制度(中退共制度)への加入を勧めています。中退共制度は、国(独)勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部が運営する安全・確実・有利な退職金制度です。

確定給付企業年金法の施行に伴い、適格退職年金制度は平成24年3月31日までに他の制度に移行するなどの対応が必要となり、中退共制度はその移行先となっています。

組合職員、企業の従業員の方々の退職金について、中退共制度の活用をご検討ください。問い合わせは広報チームまで。

中央会日誌



《7月21日~31日》

- 29日 岐阜地方最低賃金審議会(岐阜合同庁舎)
中部経済産業局「平成23年度中小企業支援ネットワーク強化事業」
全体運営会議(ウインクあいち)

《8月1日~31日》

- 1日 岐阜県最低賃金専門部会(岐阜合同庁舎)
3日 岐阜県最低賃金専門部会(岐阜合同庁舎)
4日 地域経済情報交換会(県庁)
平成23年度第1回岐阜県消費生活安定審議会(岐阜県水産会館)
5日 岐阜地方最低賃金審議会(岐阜合同庁舎)
10日 就職マッチングフェア(合同就職説明会)(じゅろくプラザ)
23日 岐阜地方最低賃金審議会(岐阜合同庁舎)

《9月1日~20日》

- 6日 地域経済情報交換会(県庁)
12日 緊急円高対策意見交換会(県庁)

岐阜県中央会からのお知らせ

「岐阜県中央会オーナーズプラン(団体扱月払)」 をお勧めします!

「中央会オーナーズプラン」(団体扱月払)で
一般扱(口座振替扱月払等)と比べて保険料が割安になります!!

企業を取り巻く様々なリスクに対しては、目的に合った生命保険で準備することが必要です。

準備すべき目的

事業保全資金対策

(社長が万一亡くなられた場合)

経営者・役員の
退職慰労金・
弔慰金の準備

従業員の
退職慰労金・
弔慰金の準備

経営者の
事業承継対策
相続対策

岐阜県中央会オーナーズプラン (団体扱月払)の特徴

(三井生命の団体扱特約のご案内)

★ご契約者は岐阜県中央会の会員組合の
組合員(法人・個人事業主)です。

下記ご契約形態の場合

●新規にご加入される方

オーナーズプラン(団体扱月払)で
お申し込みの場合、一般扱(口座振替扱月払等)
と比べ割安な保険料でご加入できます。

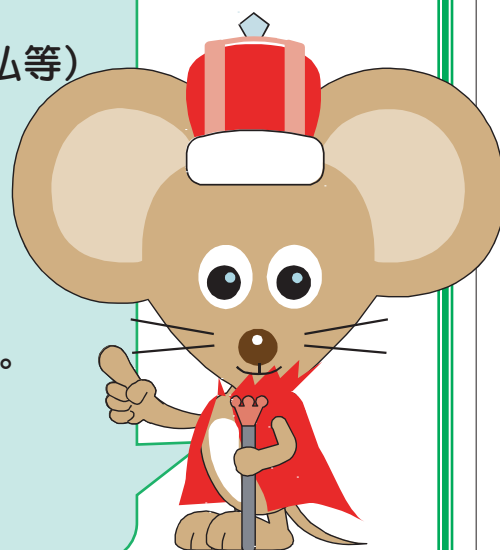
●現在、三井生命にご加入の方

一般扱(口座振替扱月払等)から
オーナーズプラン(団体扱月払)へ
変更されますと、保険料が割安になります。

(なお、保険料の引去日は27日→23日に変更となります。)

☆お取り扱いにあたっての詳細は、下記までお問い合わせ
願います。

CHU-OH-KUN



【お問い合わせ先】

三井生命保険株式会社 岐阜支社

〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-14 三井生命ビル8F Tel 058-265-1472